

毎週火、金曜日発行（但休日た当り）は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

目次

- ◇規則 中高年令失業者等職場適応訓練委託規則
鳥取県訓練手当等支給規則
- ◇告示 境特別都市計画事業復興土地地区画整理施行規程及び設計書等の廃止

規則

中高年令失業者等職場適応訓練委託規則をここに公布する。

昭和三十九年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四号

中高年令失業者等職場適応訓練委託規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十六条第一項第三号に規定する作業環境に適応することを容易にさせるために行なう訓練（以下「職場適応訓練」という。）を事業主に委託して実施するために必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第二条 職場適応訓練は、これを受けることについて職業安定法第二十七条の規定による公共職業安定所長の指示を受けた失業者（以下「中高年令失業者等」という。）について実施する。

(委託する事業主)

第三条 職場適応訓練は、次の各号に該当する事業所の事業主であつて、知事が適当と認めたものに委託して実施する。

一 職場適応訓練を行なうに必要な設備が確保されていること。

二 職場適応訓練の指導者として適当な従業員がいること。

三 労働者災害補償保険、失業保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること。

四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に規定する安全、衛生その他の作業条件が整備されていること。

五 職場適応訓練修了後当該中高年令失業者等を雇用する見込みがあること。

（職場適応訓練の申込み）

第四条 職場適応訓練を受けようとする中高年令失業者等は、中高年令失業者等職場適応訓練申込書（様式第一号）を第二条の指示を行なった公共職業安定所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の申込書を受理したときは、意見を附して知事に送付するものとする。

（受託の申込み）

第五条 職場適応訓練の委託を受けようとする事業主は、中高年令失業者等職場適応訓練受託申込書（様式第二号）を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長

（以下「所轄公共職業安定所長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

2 所轄公共職業安定所長は、前項の申込書を受理したときは、意見を附して知事に送付するものとする。

（委託契約の締結）

第六条 知事は、前二条申込書の送付を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、中高年令失業者等職場適応訓練委託契約書（様式第三号）により委託契約を締結するものとする。

2 知事は、委託契約を締結しようとするときは、当該委託契約の目的を達成するために必要な条件を附することができる。

3 知事は、委託契約を締結したときは、当該契約により職場適応訓練を受ける中高年令失業者等（以下「職場適応訓練生」という。）に対し、中高年令失業者等職場適応訓練実施決定通知書（様式第四号）を所轄公共職業安定所長を経由して送付するものとする。

（職場適応訓練の基準）

第七条 委託契約を締結した事業主（以下「受託事業主」という。）は、知事が別に定める基準に基づき、職場適応訓練を実施しなければならない。

（職場適応訓練生の取扱い）

第八条 受託事業主は、職場適応訓練生の取扱いについては、次の各号に掲げるところによらなければならない。

一 職場適応訓練に関係がない作業に従事させないこと。

二 職場適応訓練が作業を伴う場合には、安全、衛生その他の作業条件について、労働基準法の規定に準ずる取扱いをすること。

（他の事業所への委託禁止）

第九条 受託事業主は、委託を受けた職場適応訓練を他の事業主に委託してはならない。

（委託料の交付）

第十条 知事は、受託事業主に対し、職場適応訓練に要する費用に充てるための委託料を交付する。

2 前項の委託料は、月額をもつて定め、職場適応訓練

が行なわれた日が一月に満たない月については、一月を二十五日とした日割計算によるものとする。

3 受託事業主は、毎月五日までに前月の職場適応訓練に係る中高年令失業者等職場適応訓練委託料請求書（様式第五号）を所轄公共職業安定所長を経由して知事に提出し、委託料の交付を受けるものとする。

（委託契約の変更及び解除）

第十一条 受託事業主は、特別の事情により、委託契約を変更し、又は解除しようとするときは、中高年令失業者等職場適応訓練委託契約変更・解除協議書（様式第六号）を所轄公共職業安定所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の協議書を受理したときは、意見を附して知事に送付するものとする。

3 知事は、第一項の協議書の送付を受けたときは、その内容を審査し、変更又は解除の可否を受託事業主に通知するものとする。

第十二条 知事は、次の各号の一に該当する場合には、

様式第1号

中高年令失業者等職場適応訓練申込書

氏名	男女	年令				
住所						
指示に関する事項	公共職業安定所名	公共職業安定所(出張所)	指示を受けた年月日	年	月	日
	訓練期間					
失業保険等の種類	イ 失業保険金	ロ 日雇失業保険金	ハ 船員失業保険金	ニ 国家公務員等退職手当金	ホ 相手が手配する公共職業安定所支給の失業手当	ニに相当する金額
	資格の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
受給資格	金額					
	期間					
備考						

上記のとおり、職場適応訓練を申し込みます。

年 月 日

氏名

鳥取県知事

殿

※ 申込書受理年月日		年	月	日
※ 公共職業安定所長の意見	委託予定事業所名			
	訓練職種			
	総合意見			

年 月 日

公共職業安定所長

注意 ※欄は、記入しないでください。

委託契約を変更し、又は解除することができる。

一 委託契約締結後の事情の変更により、当該職場適応訓練を実施できなくなった場合

二 受託事業主が委託金を他の用途に使用した場合その他委託契約の内容又はこれに附した条件に違反した場合

三 公共職業安定所長が当該職場適応訓練生について職業安定法第二十七条第二項の規定により当該認定を取り消した場合又は同条第四項の規定により当該職場適応訓練生に対する指示を変更した場合

(委託料の返還)

第十三条 知事は、前条第二号に該当する場合には、すでに支払った委託料の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(状況報告及び調査)

第十四条 知事は、職場適応訓練の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、職場適応訓練の実施の状況に関し、受託事業主から報告を求め、又は

関係職員をして調査させることができる。

(実績報告書)

第十五条 受託事業主は、職場適応訓練が修了したとき(委託契約が解除されたときを含む。)は十五日以内に、中高年令失業者等職場適応訓練実績報告書(様式第七号)を所轄公共職業安定所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 公共職業安定所は、前項の報告書を受理したときは、意見を附して知事へ送付するものとする。

(雑則)

第十六条 この規則に定めるもののほか、職場適応訓練の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

00395

(第3種郵便物
認)

7 昭和39年1月21日 火曜日 鳥取県公報 第3497号

様式第3号

中高年令失業者等職場適応訓練委託契約書

職場適応訓練委託規則(以下「規則」という。)に基づき、鳥取県知事を甲とし、(住所又は所在地)

(氏名又は名称) を乙として、規則及び次に定める諸条項を遵守し委託契約を締結する。

第1条 甲は、(対象とする中高年令失業者等の住所、氏名)

について職場適応訓練を乙に委託する。

第2条 職場適応訓練の職種は、とする。

第3条 職場適応訓練の期間は 年 月 日から 年 月 日までの 日間とする。

第4条 甲は、乙に対し、委託料として月額金 円を交付する。

第5条 職場適応訓練は、規則第7条に基づき知事が示す基準及び規則第16条に基づき知事が別に定めるところに従って行なわれるものとする。

上記契約の証として契約書を2通作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

年 月 日

(鳥取県庁所在地)

甲 鳥取県知事

(住所又は所在地)

乙 (氏名又は名称及び代表者氏名)

00394

昭和39年1月21日 火曜日 鳥取県公報 第3497号

(第3種郵便物
認)

様式第2号

中高年令失業者等職場適応訓練受託申込書

事業所に関する事項	事業所名	事業主又は代表者氏名		
	所在地	事業内容		
	従業員数	加入保険等	健保、失保、厚生 労災、退共	
職場適応訓練に関する事項	訓練職種	人員		
	性別	男 女	年 令	
	作業内容 使用する機械道具等 扱う原、材料等			
	通勤、宿舍の別	通勤	宿舍(宿舍の状況、)	
	指導員	氏名	男 女(才)	
		学歴、経歴	資免	格許
	訓練修了後そのまま 雇用しうる見とおし	雇用後の賃金		
	申込有効期間	年 月 日 まで		
備考				

上記のとおり、職場適応訓練の受託を申し込みます。

年 月 日

事業所名 代表者氏名

鳥取県知事

00397

様式第5号

中高年令失業者等職場適応訓練委託料請求書

金 円 也

内 訳

適応訓練生氏名	月区分	訓練日数	金額	備考

上記のとおり、請求します。

年 月 日

事業所の所在地

事業所の名称

事業主又は代表者氏名

鳥取県知事

殿

00396

様式第4号

中高年令失業者等職場適応訓練実施決定通知書

年 月 日付けをもつて申込みのあつた職場適応訓練については、下記のとおり、実施することに決定したので通知します。

年 月 日

鳥取県知事

印

氏 名 殿

記

1 実施主体			
2 受託事業所名及び所在地			
3 事業主又は代表者氏名			
4 訓練職種			
5 訓練期間			
6 手 当	手当の種類	支給日額	備考
7 その他			

00399

様式第7号

中高年令失業者等職場適応訓練実績報告書

事業所名	事業主又は代表者氏名	
所在地	委託契約締結年月日	年 月 日
適応訓練生氏名	住所	
職場適応訓練に関する事項	期間	職種
	日数	委託料総額 円
訓練効果	1 知識、技能等の習得程度 2 その他	
修了後の職場適応訓練状況	雇用契約締結年月日	年 月 日 賃 金
	その他	

上記のとおり、報告します。

年 月 日

事業所名代表者氏名

鳥取県知事 殿

※ 報告受理年月日	年 月 日
※ 公共職業安定所の確認	

年 月 日

公共職業安定所長

注意 ※欄は、記入しないでください。

00398

様式第6号

中高年令失業者等職場適応訓練委託契約変更・解除協議書

事業所名	事業主又は代表者氏名	
所在地	委託契約締結年月日	年 月 日
変更解除に関する事項	変更解除事項	
	理由	

上記のとおり、協議します。

年 月 日

事業所の所在地

事業所の名称

代表者の氏名

鳥取県知事 殿

※ 協議書受理年月日	
※ 公共職業安定所長の意見	

年 月 日

公共職業安定所長

注意 ※欄は、記入しないでください。

00400

鳥取県訓練手当等支給規則をここに公布する。
昭和三十九年一月二十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五号

鳥取県訓練手当等支給規則

(趣旨)

第一条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号。以下「法一」という。)第二十九条の手当(以下「手当」という。)の支給については、この規則の定めるところによる。

(支給対象者)

第二条 手当の支給を受けることができる者は、法第二十九条に規定する失業者(以下「失業者」という。)であつて、同法第二十六条第一項第二号及び第三号に掲げる措置(以下「訓練」という。)を受けているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、失業者が次の各号の一に該当する場合には、手当を支給しない。ただし、第二

号から第五号までに掲げる場合であつてその者の受ける失業保険金その他の給付金の額がこの規則に定める当該給付金に対応する手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

一 失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)の規定による失業保険金(次号の失業保険金を除く。)

又は傷病給付金の支給を受けることができるとき。
二 失業保険法第三十八条の六又は第三十八条の九の三の規定による失業保険金の支給を受けることができるとき。

三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による失業保険金又は同法第三十三条ノ十六の規定による給付を受けることができるとき。

四 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるとき。

五 前各号に規定する失業保険金その他の給付金に相当する手当で地方公共団体が支給するものを受ける

00401

ことができるとき。

(手当の種類)

第三条 手当は、訓練手当、技能習得手当及び寄宿手当とする。

(訓練手当)

第四条 訓練手当は、失業者が訓練を受ける期間の日数に応じ、支給する。ただし、失業者が疾病、負傷その他やむを得ない理由により引き続いて十四日をこえて訓練を受けることができなかった場合は当該十四日をこえる期間、その他の理由により訓練を受けなかった場合は当該訓練を受けなかつた期間については、支給しない。

2 訓練手当の日額は、三百六十円とする。

(技能習得手当)

第五条 技能習得手当は、失業者が訓練を受けた日数に応じ、支給する。

2 技能習得手当の日額は、七十円とする。ただし、有料の交通機関若しくは道路又は自転車その他の交通の

用具を利用しなければ当該訓練を行なう施設に通所することが著しく困難である者以外の者であつて、その住所又は居所から当該訓練を行なう施設までの順路による距離が片道二キロメートル未満であるものについては、四十円とする。

(寄宿手当)

第六条 寄宿手当は、失業者が公共職業訓練を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と別居して寄宿している場合に、当該親族と別居して寄宿していた期間について支給する。

2 寄宿手当の月額額は、三千六百円とする。ただし、次の各号に掲げる期間のある月の寄宿手当の月額額は、その期間の日数のその月の現日数に占める割合を三千六百円に乗じて得た額を減じた額とする。

一 前項に規定する親族と別居して寄宿していない期間

二 疾病、負傷その他やむを得ない理由により引き続いて十四日をこえて公共職業訓練を受けなかつた場合における当該十四日をこえる期間

三 疾病、負傷その他やむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず公共職業訓練を受けなかつた期間

(手当の受給資格の認定)

第七条 手当の支給を受けようとする失業者(中高年令者等職場適応訓練委託規則(昭和三十九年一月鳥取県規則第四号。以下「委託規則」という。))第一条に規定する職場適応訓練(以下「職場適応訓練」という。)を受ける者であつて、同規則第四条第一項に規定する中高年令失業者等職場適応訓練申込書(以下「職場適応訓練申込書」という。)により手当の受給資格について認定することができるものを除く。)は、訓練手当等受給資格認定申請書(様式第一号)を、当該訓練を受ける施設の長(当該失業者が職場適応訓練を受ける者であるときは、当該訓練を受ける事業所の所在地

を管轄する公共職業安定所の長(以下「管轄公共職業安定所の長」という。)を経由して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を提出した者が手当の受給資格を有するものと認定したときは、訓練手当等受給資格認定書(様式第二号)をその者に交付する。

3 知事は、職場適応訓練申込書を提出した者が手当の受給資格を有するものと認定したときは、委託規則第六條第三項の規定によりその者に送付する中高年令失業者等職場適応訓練実施決定通知書に支給する手当の種類、額等必要な事項を記載するものとする。

4 知事は、第一項の申請書を提出した者が手当の受給資格を有しないものと認定したときは、その者に対し、その旨を通知する。

(手当の支給の申請)

第八条 前条第二項及び第三項の規定により受給資格を有するものと認定された者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとする場合には、毎

月五日までに、前月分の手当に係る訓練手当等支給申請書(様式第三号)を、当該訓練を行なう施設の長(当該受給資格者が職場適応訓練を受ける者であるときは、当該訓練に係る委託規則第七条に規定する受託事業主及び管轄公共職業安定所の長)を経由して、知事に提出しなければならない。(手当の支給日)

様式第一号

訓練手当等受給資格認定申請書

鳥取県知事 殿

訓練手当等の支給を受けたいので下記により申請します。

申請者氏名

① 申請する手当の種類			
② 申請する者に関する事項	(1) 氏名	(2) 生年月日・性別	(3) 住所又は居所
	年 月 日	年 月 日(満才)男・女	(方)

00404

① 訓練所の 確認に關 する事項	(1) 訓練の別	公共職業訓練	職場適応訓練	家事サービス職業訓練	有	無
	(2) 訓練期間	自 年 月 日	(3) 訓練を受けるについての職業安定法第27条第1項の指示の有無		有	無
	(4) 失業保険金等受給資格の有無				有	無
	(5) 保険金等の種類	イ 失業保険金	ロ 日雇失業保険金	ハ 雇員失業保険金	ニ 国家公務員等退職手当	* イニ相当する地方公共団体が支給する手当
	(6) 資格の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	(7) 金額					
	(8) 期間					

上記の記載事項に誤りのないことを確認する。

年 月 日

訓練施設の長の氏名

印

② 通所する 事項	(1) 通所距離	片道	キロメートル				
	(2) 通所の特別事情						
③ 寄宿に關 する事項	(1) 寄宿の事実	有	無	(2) 寄宿開始年月日	年 月 日		
	(3) 寄宿前の住所又は居所						
	(4) 氏名	申請者 の続柄	年令	職業	扶養の有無	同居・別居の別	別居している者の住所又は所方)
	家族の		才	有・無	有・無	同居・別居	

状 況	才	有・無	有・無	同居・別居
	才	有・無	有・無	同居・別居
	才	有・無	有・無	同居・別居
	才	有・無	有・無	同居・別居

(注意)

- 1 確認欄は、職場適応訓練にあつては管轄公共職業安定所の長が記載すること。
- 2 ①欄の(2)には、④欄の(1)の距離が2キロメートル未満である者で、有料の交通機関若しくは道路又は自動車その他の交通の用具を利用しなければ通所することが著しく困難な事情にあるものが、その事情を具体的に記入すること。
- 3 ⑤欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることを求められることがある。
- 4 この申請書に記載された事項に変更があつたときは、すみやかにその旨を訓練を受けている施設の長(職場適応訓練にあつては受託事業主及び管轄公共職業安定所の長)を経由して、知事に届け出ること。

00405

この欄の記載事項に誤りのないことを証明する。

年 月 日

建設施設の長の氏名
又は委託事業主の氏名

④

(注意) 1 ②欄、④欄及び⑤欄は、該当する日を記入すること。

2 ⑥欄は④欄及び⑤欄の日についての具体的事情その他必要な事項を記入すること。

告 示

鳥取県告示第二十六号

次の各号に掲げる告示は、昭和三十九年一月二十一日限り廃止する。

昭和三十九年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 境特別都市計画事業復興土地区画整理施行規程及び設計書(昭和二十三年三月鳥取県告示第二百二十七号)

二 境特別都市計画事業復興土地区画整理施行細則(昭和二十三年七月鳥取県告示第三百四十号)

三 境特別都市計画事業復興土地区画整理積算金取扱規程(昭和二十七年十月鳥取県告示第四百七十六号)

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価 一冊 二五〇円(送料別共)]